

徳島県告示第三百六十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 N・フェニル・N・「一」（ニ・フェニルエチル）ペペリジン・四・イル
「シクロペンタンカルボキサミド（通称 Cyclopentylfen
tanyl）及びその塩類
- 2 化学名 五・ペンチル・ニ・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル）・一H・ピリド
「四、三・b」インドール・一・オン（通称 CUMYL・PEGACLO
NE）及びその塩類
- 3 化学名 五・（五・フルオロペンチル）・ニ・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル
）・一H・ピリド「四、三・b」インドール・一・オン（通称 5F・CU
MYL・PEGACLONE）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一 の1から3までに掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和元年九月八日